

日米安保体制
概要と現状

外務省北米局

日米安保条約

日米安保条約の目的

我が国及び極東の平和と安全の維持

「両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮」(前文)

第5条

《米国による対日防衛義務》

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。」

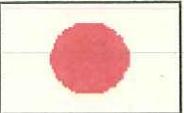
第6条

《我が国による施設・区域提供義務》

「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。」

→ 日米安保条約の必要性に関する**基本前提**は、

- 我が国の安全は、自ら単独の力だけでは守り得ないこと。
- 我が国の安全は、近隣地域である極東の安全と密接に結びついていること。



日米同盟の強化



日本および極東の平和と安全

日米同盟はこの二本柱で強化

国際社会の平和と安定

日米安保体制の維持・強化

- 日米安保共同宣言(1996年)
- 日米防衛協力新ガイドライン(1997年)



- ⇒ 弹道ミサイル防衛分野での日米協力の進展
- ⇒ 周辺事態安全確保法等の整備(1999年)
- ⇒ 有事法制(武力攻撃事態対処法等)の整備(2003~2004年)

※朝鮮半島危機(1993~1994年)を1つの契機として、日米協力の更なる増進に向けた具体的措置。

グローバルな安全保障面での日米協力

- 国際社会において主要な責任を有する日米両国による貢献の中での役割分担



- ⇒ テロ対策特措法の制定(2001年)
- ⇒ イラク特措法の制定(2003年)
- ⇒ 自衛隊国際平和協力活動の本来任務化(2006年)
- ⇒ 補給特措法の制定(2008年)

※我が国としてできる範囲での貢献を積極的に実施するための措置。



来年は、日米安保50周年であり、米側は来秋のオバマ訪日も念頭に置きつつ、日米同盟の更なる深化を強く期待。

我が国を取り巻く安全保障環境

【中国】海空軍の近代化、核戦力の増強

陸上: 160万人、海兵隊: 1万人
 艦艇: 890隻132万トン、作戦機: 1,980機
 - 海空各戦力の近代化を推進(第4世代戦闘機の増、空母建造の計画等)
 - 核戦力: ICBM(約40基)、MRBM(約100基、日本を射程下に)及びSLBMの開発等を含め質・量ともに大幅増。
 - サイバー戦能力の向上や宇宙の軍事利用の懸念あり。

【北朝鮮】核・ミサイル開発を推進

陸上: 100万人、作戦機: 580機
 艦艇: 650隻10.7万トン
 - 核戦力: 06年及び09年に核実験実施
 - 弾道ミサイル: ノドン(対日攻撃用)、テポドン2(ICBM、開発中)

【韓国】
 陸上: 56万人、海兵隊: 2.5万人
 艦艇: 190隻15.4万トン、作戦機: 530機

<在韓米軍>
 陸上: 1.7万人、作戦機: 60機

【台湾】
 陸上: 29万人
 海兵隊: 1.5万人
 艦艇: 330隻20.7万トン
 作戦機: 530機

<在日米軍及び第7艦隊>
 陸上: 約2,600人、海兵隊: 約15,200人
 第7艦隊: 20隻33.4万トン(前方展開分のみ)
 作戦機: 200機(うち60機は第7艦隊艦載)
 - 米空母「ジョージ・ワシントン」等
 - F-15、F-16等の戦闘機
 - F-22の暫定展開(米国本土外で唯一)

【グアム】(ローテーション展開)
 - 爆撃機(B-2、B-52)
 - F-22

【ロシア(極東)】即応態勢を維持

陸上: 9万人、艦艇: 240隻55万トン、作戦機: 600機
 - 太平洋艦隊: 主要水上艦、原子力潜水艦等
 - 核戦力: 新型ICBMの開発、極東への即応態勢を維持
 (ICBM、戦略原潜、爆撃機)

(参考)米国の戦略核
 米国本土に配備された戦略核による抑止。
 - ICBM 約450基
 - 戰略原潜(SLBM搭載) 14隻
 (米西海岸への配備数は8隻)
 - 爆撃機 113機
 (ただし、すべてが核任務に就いているわけではない由。)



在日米軍主要部隊・戦力展開状況

※の基地(横須賀、佐世保、ホワイト・ビーチ)には、米原潜が寄港。

在日米軍人数 (2009.03.31)
 合計：約34,500
 陸軍：約2,600
 海軍：約4,000
 空軍：約12,700
 海兵隊：約15,200
 (注) 在日米軍公式HPより
 ただし艦船の乗員数は含まない。

佐世保 ※

海軍：揚陸艦、掃海艦

コートニー

III MEF (海兵隊) 司令部

トライ

陸軍：1個特殊作戦大隊

ホワイト・ビーチ ※

岩国

海兵隊：F/A-18戦闘機
 AV-8B攻撃機
 EA-6電子戦機
 CH-53ヘリ等

厚木

海軍：F/A-18戦闘機等
 (空母艦載機)

海軍：沖縄艦隊基地

嘉手納
 普天間

空軍：F-15戦闘機、KC-135給油機
 HH-60ヘリ、E-3C空中警戒機
 F-22戦闘機(暫定展開)
 海軍：P-3C対潜哨戒機等

海兵隊：CH-46ヘリ、CH-53ヘリ、AH-1ヘリ
 UH-1ヘリ、KC-130給油機等

三沢

横田

座間

横須賀

在日米海軍司令部

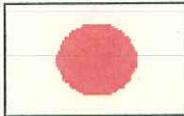
海軍：空母「ジョージ・ワシントン」
 揚陸指揮艦「ブルー・リッジ」
 巡洋艦、駆逐艦

空軍：F-16戦闘機
 海軍：P-3C対潜哨戒機等

在日米軍司令部
 第5空軍司令部

空軍：C-130輸送機等

第I軍団(前方)
 在日米陸軍司令部



在日米軍再編(2005年～)



三段階アプローチ

2005年2月「2+2」

共通戦略目標(第1段階)

地域: 日本の安全確保・アジア太平洋地域における平和と安定の強化、事態に対処する能力の維持、朝鮮半島の平和的統一、北朝鮮諸懸案の平和的解決、中国の責任ある建設的な役割歓迎、台湾海峡問題の平和的解決、北方領土問題の解決を通じた日露関係の正常化等
世界: 基本人権・民主主義・法の支配等基本的価値推進、国際平和協力活動等における日米パートナーシップ強化、テロの根絶等

共通戦略目標達成のための手段(新たな安保環境の下での日米防衛協力の実効性を確保)

2005年10月「2+2」

役割・任務・能力(第2段階)

日米間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例:

防空、弾道ミサイル防衛、拡散阻止活動、テロ対策、機雷掃海・海上阻止行動その他、捜索・救難活動、情報・監視・偵察活動、人道救援活動、復興支援活動、平和維持活動、重要インフラの警護、WMDによる攻撃への対応、後方支援活動、非戦闘員退避活動等

自衛隊と米軍の役割・任務の分担を明確化

在日米軍の兵力態勢の再編(第3段階)

抑止力の維持

地元負担の軽減

2006年5月「2+2」

在日米軍の兵力態勢の再編:最終とりまとめ(具体的実施計画)

⇒ これにより、抑止力を維持しつつ地元の負担軽減を図り、日米安保体制のより安定的かつ効果的な運用を図ることが可能となる

在日米軍再編の主要なポイント

普天間飛行場の移設



在日米軍の訓練移転についても2007年度から計画を策定(千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原)

在沖縄海兵隊のグアム移転

約8000人の海兵隊員及び約9000人の家族は2014年までにグアムへ移転

移転のための施設・インフラ整備費の負担
(日)60.9億ドル／全体102.7億ドル

嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能に

キャンプ桑江(全部)、牧港補給地区(全部)、普天間飛行場(全部)、那覇港湾施設(全部)、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファーム(全部)、キャンプ瑞慶覧(部分)



キャンプ座間
・在日米陸軍司令部の改編
(2008米会計年度)等



- ・空自航空総隊司令部(府中)の移転(2010年度)
- ・共同統合運用調整所の設置
- ・横田空域の一部の管制業務が2008年9月に返還

1. 概要及び意義等

- ・政府は、昭和62年度以降、日米地位協定上米側が負担義務を負う経費につき、特別協定を締結することで、労務費、光熱水料等、訓練移転費を負担。
- ・特別協定による費用負担は、日米安保条約に基づく米軍の我が国における円滑かつ効果的な運用を維持する上で重要な役割を果たしている。
- ・2008年5月に発効した現行特別協定の期限は2011年3月末まで。
(平成21年度の特別協定関連予算額は1433億円であり、全防衛予算額(約4兆7000億円)の約3%。在日米軍駐留経費負担総予算額は1928億円。)

(参考)現行特別協定の主な内容：我が国が以下の項目に係る経費の全部又は一部を負担。

- (1)労務費－ 現行特別協定の枠組みを維持し、現行特別協定と同じ上限労働者数(23,055人)とする。
- (2)光熱費－ 平成20年度は平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する光熱水等を、平成21年度及び平成22年度について平成19年度予算額の水準から1.5%減額した約249億円に相当する光熱費を負担する。
- (3)訓練移転費－ 現行特別協定の枠組みを維持する。
- (4)節約努力：これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記。

2. 今後の課題

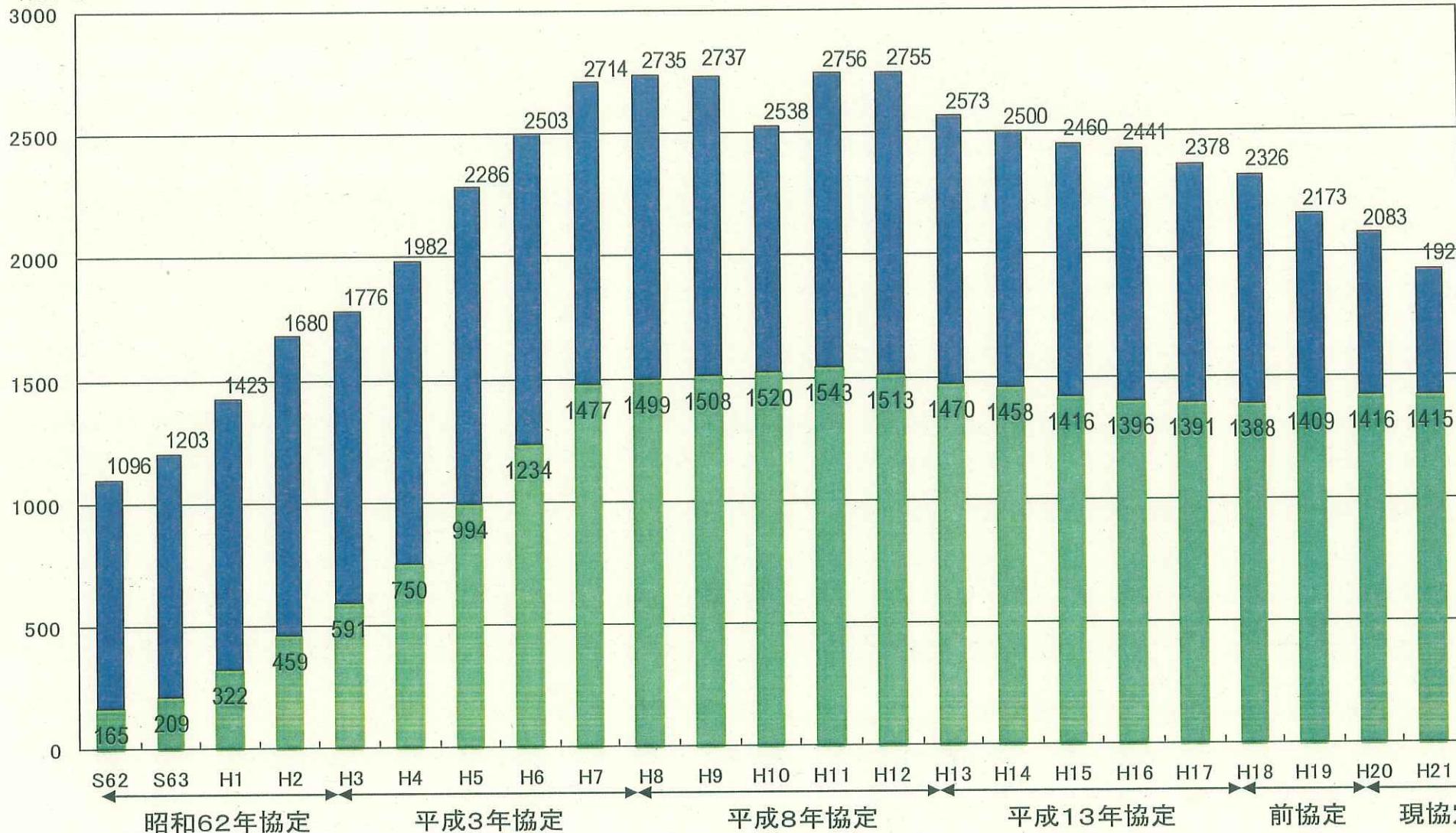
- ・現行協定交渉の実質合意時(2007年12月)に、日米両政府は、より効率的で効果的な在日米軍駐留経費負担するために、「包括的な見直し」を行うことで一致。
・「包括的な見直し」の対象は、特別協定上の措置に限られず、「特別協定」枠外の労務費や提供施設整備(FIP)費も含まれ得る。
・「包括的な見直し」は、現行特別協定の期間中に決着させる必要がある。
本件協議の内容、タイミング等については、今後米側と具体的に調整する予定。

在日米軍駐留経費負担の推移

注:このグラフの特別協定分には、在日米軍駐留経費負担に含まれていない訓練移転費(104号線越え射撃訓練、パラシュート降下訓練、米軍再編に係る訓練移転)は含んでいない(近年は規模にして年間15~20億円)。

█ + █ = 在日米軍駐留経費負担
█ = うち特別協定分(注)

(億円)



日米地位協定とは

- ・ 米軍による施設・区域の使用を認めた日米安保条約第6条を受けて、施設・区域の使用のあり方や我が国における米軍の地位について定めた条約。
- ・ 在日米軍を巡る様々な問題については、日米両政府は、個別の問題毎に改善策を見出し、同協定の下の日米合同委員会合意を作るなどして機敏に対応することが合理的であるとの考えをとってきた。実際、我が国で最も注目を集める問題である刑事裁判手続や環境を始め、種々の分野において改善例を積み重ねてきた。

これまでの具体的な運用改善例

- 1995年10月 刑事裁判手続に関する合同委員会合意
- 1996年3月 嘉手納飛行場、普天間飛行場における騒音規制措置
- 1996年12月 SACO最終報告における9項目の運用改善
 - 日米合同委員会合意の公表
 - 任意自動車保険への加入
 - 日米地位協定第18条6(民事損害賠償)の下の請求に関する支払い
 - 米軍主要事故の適時の通報
 - 米軍航空機の事故調査報告書の公表手続
 - 米軍施設・区域の立入手続
 - 米軍公用車両の表示
 - 検疫手続の改善
 - キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去
- 1997年3月 事件・事故通報体制の整備
- 1999年1月 低空飛行訓練に関する具体的措置
- 2000年9月 「環境原則に関する共同発表」
- 2001年1月 在日米軍施設・区域への緊急車両等の人道的立入
- 2002年3月 アメリジアン親子が米軍の窓口に相談できる体制を整備
- 2002年5月 厚木飛行場航空祭における展示飛行の中止
- 2002年8月 在日米軍の使用済みPCB含有物資の米国への搬出決定
- 2004年4月 捜査協力強化と1995年合同委員会合意の円滑な運用の促進
- 2005年4月 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン
- 2007年4月 災害準備及び災害対応のための米軍施設・区域への立入
- 2008年5月 脱走兵の通報体制

受入国が第1次裁判権を有する犯罪で、被疑者の身柄が
派遣国の手中にある場合の、受入国当局への身柄の移転時期

